

12 国民健康保険に対する国庫負担の更なる拡充について

(厚生労働省関係)

要望内容

- 1 国保の財政基盤強化のため措置された毎年度の財政支援の確実な実施及び国保財政の悪化に対する国庫負担の更なる拡充
- 2 障害者等に対する医療費助成を地方自治体が行う場合の国保国庫負担金等の減額調整措置の完全廃止

(要 旨)

1 国保の財政基盤強化のため措置された毎年度の財政支援の確実な実施及び国保財政の悪化に対する国庫負担の更なる拡充

国保は、他の医療保険制度と比較して被保険者に占める高齢者や低所得者の割合が非常に高く、各保険者は財政健全化に懸命に取り組んでいるものの、一部の保険者においては、依然として一般会計からの繰入れに頼らざるを得ない状況にあり、その財政基盤は極めて脆弱です。

平成30年度から、国保が都道府県単位化され、市町村は都道府県とともに、国保財政の健全化に取り組んでいるところですが、国保の財政基盤強化のため措置された毎年度3,400億円の財政支援は確実に実施するよう、お願いいたします。

また、高齢化の進展、医療の高度化に伴う一人当たり医療費の増加等により、今後も国保財政の悪化が見込まれることから、国民皆保険を支える国保の安定的な運営のため、国庫負担の更なる拡充など必要な財政措置を行っていただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。

2 障害者等に対する医療費助成を地方自治体が行う場合の国保国庫負担金等の減額調整措置の完全廃止

障害者やひとり親家庭等に対する医療費助成は、本来、社会的に弱い立場にある者を支援する観点から、国の施策として統一的に実施されるべきものです。

しかしながら、国におかれては、市民ニーズや必要性、緊急性等から地方単独事業として医療費助成を実施する地方自治体に対し、医療機関への安易な受診を促し医療費が増加しているとして、国民健康保険の国庫負担

金等の減額調整措置を行っており、地方自治体の財政上の課題となっています。

令和6年度から、こどもの医療費助成に係る減額調整措置が廃止されましたが、障害者等を対象とする全ての減額調整措置を速やかに廃止するよう、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

1 広島市国保の決算補填等目的の一般会計繰入の状況

	繰入額
令和6年度	17.5億円
令和7年度	10.2億円(予算額)
令和8年度	0円(予算額)

2 広島市国保と健保組合の比較(令和5年度)

	広島市国保	健保組合
65～74歳の割合	44.4%	3.6%
1人当たり医療費	442千円	193千円

3 広島市国保における地方単独事業に係る国保国庫負担金等の減額状況

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
こども医療	16,791千円	17,707千円	0千円
重度心身障害者医療	516,477千円	459,861千円	437,885千円
ひとり親家庭等医療	56,958千円	53,651千円	32,898千円
合計	590,226千円	531,219千円	470,783千円

※こども医療に係る減額調整措置は令和6年度から廃止